

## 順接仮定条件的に用いられる命令形式の成立と展開

北崎 勇帆

— はじめに

現代語において動詞の命令形が用いられる場合、その多くは文末におかれ、「命令」「依頼」といった「行為要求表現」を構成するが、ときに(一a)(二a)のように、接続助詞「て」+補助動詞「みる」の命令形「みろ」により構成される「てみろ」や、それに類する「てごらん」のような形式が順接仮定の条件節を作ることがある<sup>二〇</sup>。

(一) a. もういつペン言っ(て)みる／たら、次は本当に怒るぞ。  
b. <sup>二〇</sup>もういつペン言え、次は本当に怒るぞ。

(二) a. 奴にこの計画がばれ(て)みる／たら、全ては水の泡だ。  
b. <sup>\*</sup>奴にこの計画がばれる。

典型的な行為要求表現が「話し手が聞き手に対して、未実現の事態を成立させるよう促す」ものと考えた場合、(一a)(二a)

のいずれについても、話し手は「言う」「ばれる」ことの成立を求めておらず、むしろ(一a)は「言わない」ことを聞き手に要求し、(二a)では「ばれない」ことを望んでいることから、行為要求表現としては捉えづらい。また、(二b)から分かるように、「ばれる」の主体が聞き手ではなく第三者である「この計画」であることや、無意志動詞である「ばれる」が命令形を伴うことも、典型的な行為要求表現の特徴と合致しない。

本稿ではこのような、命令形式が聞き手に対する行為要求を行うわず、順接仮定条件形式相当の働きを担う事例について扱う。ここで、(一a)(二a)のように順接仮定条件形式的に働き、後続部を導く「テミロ」を「仮定的テミロ」と呼称し、(一a)の「言う」、(二a)の「ばれる」に相当する、表面上「テミル」ことが要求される事態を「テミル事態」、(一a)における聞き手、(二a)における「この計画」といった、表面上「テミル」の動作主となるものを「テミル主体」と呼ぶ。この仮定的テミロは、用言命令

形を素材として派生したことが想定されるが、後述するように、仮定的テミロの成立や史的展開について扱った研究には、いずれも資料調査や成立・派生要因の推定に問題がある。(一b)に示したように、現代語においてはこの現象は「テミル」やそれに類する形式に限定されるため、本稿では仮定的テミロの成立と展開に重点を置き、命令形の順接仮定条件形式化について、以下の三点を説明することを目的とする。

・ 命令文に用いられる形式が仮定条件的な解釈を許容するようになった要因

・ 話し手にとって望ましくない事態を命令形でマークするようになった要因

・ 条件節が命令文の人称・意志性の条件を満たさない用法へと拡張した要因

本稿の構成を示す。第二節で仮定的テミロに関する先行研究を検討し、史的変遷の記述に妥当な枠組みを提示する。第三節では

各時代における用例を調査し、第四節では(一a)のタイプの仮定的テミロの成立、第五節では(一a)のタイプから(二a)のタイプへの拡張について検討することにより、先行研究の問題点と併せ、上に挙げた問題の解決を試みる。第六節はまとめである。

## 二 先行研究と用法の規定

仮定的テミロについて論じたものとして、長野(一九九四ほか)、菊田(二〇一二)を検討する<sup>三</sup>。現代語における仮定的テミロを対象として論じる長野は、動作(本稿の「テミル事態」)の意志性を親分類とした上で、以下の分類を設定している。

一、無意志動詞、及び意志動詞の受身形

二、意志動詞のうち、①動作主が話し手の場合、②動作主が第三者の場合、③動作主が聞き手の場合のうち、「話し手がその動作の実現を望んでいない」と考えられる場合。③はA.

警告・脅し、B. 悲観的見通しといった表現を伴う。

(長野一九九四・一九九五・一九九八を整理)

菊田(二〇一二)は仮定的テミロ<sup>四</sup>の用法を、文脈が違えば意義通りの命令文となる(三a)「警告・脅迫型」、命令文の前提条件を備えていない(三b)「非現実仮定型」に分類し、前者の発生を一八世紀、後者の派生時期を一九世紀であるとする。

(三) a. それを読んでみる、おまえとは絶交だ。

b. それが見つかってみる、我々はおしまいだぞ。

(菊田二〇一二・五九頁)

本稿も用言命令形を素材として仮定的テミロが生産されたと想定し、行為要求表現の構文条件からの逸脱の有無によって仮定的テミロを分類する。冒頭に述べたように、一般的な行為要求表現<sup>五</sup>と仮定的テミロの文は「話し手が行為の成立を望ましいと思っているか」「テミル主体と聞き手が一致するか(人称の条件)」「行為の遂行にテミル主体の意志が影響するか(意志性の条件)」の三点において性質が異なる。ただし(四)に示すように、意志性の条件と人称の条件の逸脱は独立するため、段階的に分類する

ことはせず、「テミル事態が意志的かつテミル主体が聞き手である」場合から「テミル事態が意志的でないか、もしくはテミル主体が聞き手でない」場合への拡張を想定する。

(四) a. 「俺／お前／あいつ」が一言喋ってみる、全てはおしまいだ。

b. 「俺／お前／あいつ」がここで見つかってみる、全てはおしまいだ。

また、菊田(二〇一二)の「警告・脅迫型」「非現実仮定型」という分類は前件に注目したものであるが、後述するように、後件にも通時的な変化が見られ、これが用法拡張に関わっていると考えられる。よって、本稿では、テミロに後続する文も観察の対象としたい。長野の提示する「③A警告・脅し」「③B悲観的見通し」は、後件に現れる特徴を挙げたものであるが、警告であるか、悲観的見通しであるかは明確に区別し難い。これを構文条件から見ると、後件の出来事を引き起こす主体(以降、「後件の主体」と呼

ぶ)が話し手であるか、話し手以外であるか、という差異として  
見ることができる。

以上より次節以降では、前件のテミロについて「テミル主体は  
聞き手か」「テミル事態は意志的か」「テミル事態の成立は話し手  
によって望ましいものか」、後件について、「後件の主体は話し手  
か話し手以外か」といった点を見ていく。

### 三 用例調査

例が見られ始める近世以降を中心に調査を行った。「て」「で」  
(+「も」任意) + 「見る」「御覧ず」等の視覚動詞の命令形・連  
用形命令／視覚動詞+補助動詞・助動詞命令形・「くがいい」とい  
った形式を対象としたが、命令形式の文が脅的な表現を伴い、  
禁止を含意する場合については、補助動詞を伴わない場合につい  
ても扱う。

#### 三・一 仮定的テミロ成立以前

次項に述べる通り、テミロが仮定的に用いられる確例が見られ

るのは近世初頭になってからであるが、「テミル」を伴わずに、脅  
し文を後続させて禁止を含意する命令形の文の例が『延慶本平家  
物語』に見られた。

(五) 「誘いを断られて」入道腹ヲ立テ、「参ルマジキカ。今度申  
切レ、相計フ旨有」ト、ニガノシク宣タリ。

(延慶本平家物語一本)

#### 三・二 近世初頭・前期

仮定的テミロが見られるのは、管見の限りでは『虎明本狂言集』  
が最も早い<sup>六</sup>。テミル事態は意志的なもので、かつテミル主体を  
聞き手とする例であり、後件の事態も話し手によって直接引き起  
こされるものである。

(六) a. 「饅頭の代金を払えと言われて」大名「此御せいたう  
たゞしひおりから、そのつれな事をいふてめいわくするな、  
よつてみようちはなすほどに」《『刀にてをかくる』

(虎明本狂言集 まんぢう「一六四二写」)

b. 出家「やいおのれ、最前から某をなぶつたがよひか、

只今おきて見よ、此長刀にてすねをなひでくれうぞ

(虎明本狂言集 あくぼう)

これらと同様の、人称・意志性の条件を満たす仮定的テミロは近世を通して見られ、『延慶本平家物語』に例があった、テミルを伴わないものも数例見られた。

(七) a. 「蛇を投げるぞ」と言われて」刀のそりうつて、弓矢

八幡なげてみよ。壱寸もそこをのがせじといければ、

(武家義理物語卷三「一六八八刊」)

b. 今一ごんいふてみやしやれ 其ばをさらしはせぬぞ

(好色伝授「一六九三演」)

(八) a. 今一度申せ そのぎをたゝせじ(大織冠「一六八八演」)

b. さあ今一ごん今のことばをはきだせ もとくびをさら

へおとすぞ (好色伝授)

c. 年切り増して奉公するか。いやと言へ、分別あり。

(長町女腹切「一七一二演」湯澤一九二六・一二一頁)

三・三 近世後期以降

近世中期に差し掛かると後件が直接的な脅しでない例が見られ始める。次例は、テミル事態の「子を持つ」ことが話し手にとって望ましくないことではないという点、帰結の「(聞き手が)親父の言ったことは最もだと思ふ」ことの主体が話し手ではない点において、これまでの挙例とは異質である。

(九) エ、お前はお若いによってまだお子もござるまいが。や

んがってお子を持て御覧じませ。親仁が言ひおつたは尤

じゃと思し召て。此場を助さしやっつて下さりませ。

(仮名手本忠臣蔵「二七四八演」)

近世後期には、この、後件の主体が話し手でない例が引き続き現れる。(一〇)は、いずれもテミル事態が意志的、テミル主体が聞き手であるが、(一〇a)では後件の主体が聞き手であり、(一〇b)では第三者である。話し手が直接的な脅迫を行うのではなく、

それぞれ「聞き手がすぐに飽き果てて娑婆が恋しくなる」「見物が黙ってはいない」という予測を提示することで、聞き手による前件の実行が好ましくないものであることを述べている。

(一〇) a. 其中「西方浄土」に住でみやれ、半年もたゝぬにあきはてゝ、やつぱり娑婆が恋しく成であらふ

(当世穴さがし巻二「二七六九刊」)

b. 今時そんな事をしてみなさい。見物がだまつてはあないサ。  
(浮世風呂四編下「二八一三刊」)

また、テミル主体が聞き手でない例、テミル事態が意志的でない例が安永頃から見られ始める。テミル主体はそれぞれ(一一a)

話し手、(一一b) 第三者、(一一c) 聞き手であり、テミル事態として(一一a・b) 無意志動詞や(一一c) 受身形を取る<sup>七</sup>。

(一一) a. 「新地遊びに誘われた亀が誘いを断る理由として」大亀  
「おれがかうらを、山師の眼にかゝつて見やれ。茶見世でも建よふといふで有ふ」  
(近目貫「二七七三刊」)

b. 「爪が割れている動物は足が速いが、割れていない馬はどうなのだ、という質問を受け」「あれハ爪が割て居ぬから、まだ人が乗られる。あれが爪がわれて見やれ。不断飛ぶやうて、中／＼人が乗られる物でハない」

(鹿の子餅「二七七二刊」)

c. 外の客衆にあんな「足蹴にする」事でもされて見なし どうしてだまつて居るもんでおせんす

(南客先生文集「二七七九刊」)

明治期以降は現代に至るまでいずれの例も見られ、近世後期と連続的である。

### 三・四 調査のまとめ

次頁の表一に各時代の使用状況を示し、特に仮定的テミロ内の用法拡張を見るため、表二に近世までの資料分類ごと、表三に近世における年代ごとの用例数を示す。また三・二に述べたように、後件を実行する主体が話し手以外へと移行する傾向が見られるこ

とから、表三には後件の主体による分類も示した。なお、「 $\phi$ 」はテミルを伴わない命令形で禁止を含蓄する文を表し、仮定的テミロのうち、意志性・人称の条件を満たすものを「A」、満たさないものを「B」とした。表一には、例が見られたものに○、見られなかったものに×を付した。「で」については注七を参照。表一・表二について、「近世前期」には近世初頭の例を含む。表二・表三については、テミル主体が話し手であるか(話)、聞き手であるか(聞)、それとも第三者であるか(三)に振り分け、表三については後件の主体が明示的でない場合の例数を括弧内に示した。「一八六〇」には明治期刊行の嚆本を含む。

次節以降では以上の調査に基づき、仮定的テミロの成立と用法拡張について述べる。

#### 四 仮定的テミロの成立

まず、仮定的テミロの成立について、ここでは(五)(八)のようなテミルを伴わない例が既に中世・近世前期に見られることか

ら、当初はテミルを伴わない命令文であっても脅し文を後続させて「聞き手が、話し手にとって望ましくない」前件を実行せよ、(その場合、話し手が、聞き手にとって望ましくない)後件を実行する」という構造を取ることによって、命令形式による文が事前阻止を表すことができたと考える<sup>八</sup>。命令形による表現は、典型的には未実現の事態の成立の要求を行うものであり、後続文にその事態の実現結果を述べた場合、同じく、未実現の事態を提示してその帰結を述べる順接仮定条件と構造が一致する。

さて、近世前期においてはテミルを伴わない「命令形+脅し」による禁止の文と仮定的テミロが共存していたが、次第にテミロに一本化されていった<sup>九</sup>。その要因は、テミルの「試行」の意味<sup>一〇</sup>が「命令形+脅し」によって表される禁止表現や、仮定条件文における前件・後件という継起的な関係性と親和性が高かったことに求められる。まず一点目について、これらの文において命令形で「命令」されている事態は、「今度」「今一度」「今一ごん」と

いった語が共起すること、後続する脅し文によって事前阻止が行われていることから分かる通り、それ以上の実行することが許されない行為である。「ごく少量であっても許さない」という意味を示す場合、テミルを伴わない命令形であれば「今一度」のような語を伴うことが望ましいが、テミルは行為全体の遂行でなく、行為の一部の実行を示すことができるために、この意味を負担することができた<sup>二</sup>。二点目について、命令文と結果予告の二文併置が仮定条件文と同様の構造を持つことは既に述べたが、「前件において行為の実行を要求し、直後に、その結果として話し手が後件を実行する」という条件文の構造が、結果を伴うテミルと親和性の高いものであったと考えられる。

#### 五 仮定的テミロ内部の用法拡張

仮定的テミロの人称・意志性の制約の緩和が近世後期に起こったことを三節に述べた。この用法は仮定的テミロ内の用法拡張によって生まれたものと見て問題なさそうであるが、意志的でない

テミル事態や聞き手以外のテミル主体が許容されるようになったのはなぜだろうか。菊田(二〇一二)は近世後期に(一二)のよ  
うに「テミル」が非意志的な出来事・状況とも結びつくようになった(菊田二〇一一)ことを契機として「非現実仮定型」が生まれたと論じる。

(一二) フット思付て見れば、セツキヤウほど、今くしひものハ  
ないが、(仕形噺「二七七三刊」菊田二〇一一・五七頁)  
しかし(一一)に示したように、人称・意志性の条件の緩和は(一  
二)と同時期の安永年間であり、同時期に発生した非意志的テミ  
ルとのいずれか一方をもう一方の成立の前提とすることには疑問  
が残る。また、テミル条件文の意志性の制約の緩和を前提として  
考えた場合、テミル主体が話し手・第三者である場合が許容され  
るようになる要因が説明できない<sup>二三</sup>。ここでは、事前阻止に限  
定されていた仮定的テミロが、新情報の認識を要求する表現へと  
拡張したために人称・意志性の条件が緩和されたものと考えたい。



まず、成立当初の仮定的テミロは、「聞き手が前件（話し手にとって望ましくない）を実行した場合に、話し手が後件（聞き手にとって望ましくない）を実行」という予測を提示し、そのことにより、聞き手による前件の実行を阻止する狙いを持つものであった。しかしながら、事前阻止の意はあくまでも「テミロ+脅し」という構文が推論として含意するものであり、表面上は「前件の

実行によって予測される後件を提示する」文である。後件で提示される予測は聞き手にとって未知の情報であり、その情報の認識を要求することが前景化されたのが（九）のような例である。即ち（九）の段階で、仮定的テミロは事前阻止の性質を失い、新知識の認識を要求する文へと機能を拡張させている<sup>一三</sup>。この「前件が成立すると後件が成立する」という、通常の順接仮定条件と同様の構造が「テミロ」で実現されることによって、命令文における人称や意志性の制限も緩和され、（一一）のような例が現れたものと考えられる<sup>一四</sup>。「テミロ」の形式は、近世前期にはその多

くが「みよ」であったが、近世後期には「みな」「みや」「みやれ」「みさしやれ」「みなんし」「みたがいい」「ご覧」のような、「みよ」に比して待遇的価値が高く、事態成立への強制力が弱い形式も用いられるようになる。これも「テミロ+脅し」の構造が純粋な禁止を表さなくなり、仮定的テミロが行為要求の意味合いを失ったことの現れである。

長野（一九九八）は現代語において、後件の事態が望ましい場合についてもテミロが用いられるとする<sup>一五</sup>が、こうした例は、近世後期の資料にも僅かながら見出すことができる。

（一一三） 「子供に聞き分けがないという愚痴を受けて」「それはその筈さ、おまへさん。是でもネ、最半年も立て御覧じまし。大きに「赤ん坊の」お世話が薄らぎますよ

（浮世風呂三編下「二八一二刊」）

これもやはり、聞き手の認識下にならない「前件が成立すると後件が成立する」ことを新情報として提示するもので、仮定的テミロの

認識要求表現への拡張を示すものである。

## 六 まとめと今後の課題

本稿では順接仮定条件形式的に働く命令形式について、以下のことを論じた。

・当該表現は現代語においては「テミロ」(仮定的テミロ)に限定されるが、その源流はテミルを伴わない「命令形+脅し」という構造であった。これは、聞き手にとって望ましくないことを話し手が実現するということを後件で述べることによって事態の実現を阻止するものである。さらに、命令形の文による事前阻止が試行の結果を伴う「テミル」の意味と親和性が高かったために、「テミロ+脅し」という構文が定着したものと考えられる。

・近世中期には、「テミロ+脅し」という構文が一般的な順接仮定条件と同様の構造であるために、含意する「事前阻止」の意が背景化され、「テミロ+結果予告」による認識要求の表現へと用

法が拡張した例が見られる。この用法拡張を契機として、近世後期には仮定的テミロの意志性・人称の制約が緩和された。

今回扱った「命令形+脅し」の文や仮定的テミロの成立と、その用法の拡張は「命令を表していた形式が命令を表さなくなる変化」であることを冒頭に述べたが、これは、いわゆる「文法化」研究の文脈において、文法変化の傾向の一つとして指摘される「間主観化」「対人化」(intersubjectification, Traugott & Dasher 2002, Traugott 2010)の方向性に反するものである<sup>一六</sup>。こうした変化は一般的ではないものの、その一方で、命令文に条件文的読みが認められるようになるという現象は通言語的にはある程度の一般性を持つ<sup>一七</sup>。

さらに、本稿で扱った仮定的テミロは順接条件を表すが、「Vしでもしなくてもよい」を表す命令形の放任用法を経由することにより、「Vしなくてもよい」(よい、そのどちらの場合でも)を示す「であれ」「にせよ」<sup>一八</sup>のように、逆接条件の形式に発展す

ることもある。ある発話行為に典型的な形式が存在し、その形式から本来の成立条件を満たさない新しい用法が派生することを考

えた場合に、その条件の逸脱の許容や派生の過程としてどういった類型が想定できるか、今後の検討課題とする。

一 以降「命令」と「依頼」を併せて、話し手が聞き手に未実現の事態の成立を促す表現を「行為要求表現」と呼ぶ。「命令」には行為の成立を要求する「肯定命令」と、行為を成立させないことを要求する「否定命令」があり（仁田一九九一）、（一a）も広義の行為要求に含まれるが、本稿では「否定命令」に言及する際には「禁止」として扱うこととする。

がある。Shinzato (2002) は近世後期の人称・意志性の条件から逸脱した例のみを挙げて仮定的テミロの成立を論じており、Mori (2006) の挙例も Shinzato (2002) に従うため、史的変遷の考察には不十分である。

二 出典表記のない場合は作例。引用中の強調・説明等は稿者により、濁点を補った箇所がある。

三 「テミル」がこうした用法を持つことの指摘は高橋（一九六九）、吉川（一九七五）が早く、他、現代語における仮定的テミロについて論じるものとして Takahashi (2012)、森（二〇〇六・二〇一四）

四 菊田（二〇一二）では「テミロ条件命令文」とされるが、近世以前の資料においては句切りの記号が付されない、句点・読点の区別がないなどの理由により、ある二つの節が独立する二文であるのか、それとも主節と従属節の関係を持つ一文のまとまりであるのかを判別することは容易でない。よって本稿では条件文としての成立は問題とせず、事前阻止に用いられる、仮定的な命令形やテミロの成立に重点を置くこととする。

など、史的変遷を論じるものとして Shinzato (2002)、Mori (2006)

五 行為要求表現の成立条件については仁田（一九九一）、安達（二

〇〇二)に従う。

六 『虎明本狂言集』は室町期言語を反映するとされるが、書写されたのは江戸時代に入ってからであり、近世的な要素が混入していることも考えられる。他の室町時代語資料に仮定的テミロの例が見られないことから、ここでは近世初頭の例として扱うこととする。

七 その他、現代語に見られないものとして、指定辞「で」と補助動詞的な「見る」による「でみる」によってテミロ相当の意を表す例が見られる。「である」ことの仮定条件を提示するものであることから、テミル主体を三人称、テミル事態が非意志的であるものとして見ておく。

・「娘に合羽を買い与えたところ、「襟はびろうどがよい」と贅沢を言われ」つゝあへなことをいふなよ。コレ干物で見る。むしつてすてる所だ。  
(聞上手「一七七二刊」)

八 菊田(二〇一二)は命令形の放任用法が「警告・脅迫型」の発

生の前提となったと論じる。命令形の放任用法は話者が成立を望まない否定的な解釈を可能にするが、話者の「無関心」を表す「VならV(命令)」よりも「VならVテミロ」の方が否定的な態度を表すのに適していたために住み分けが起き、さらに、放任の「Vテミロ」と脅し文の後続が定型化することによって仮定的テミロが成立したという。しかし、「VならVテミロ」は確かに話し手にとって事態の成立が望ましいものではないが、あくまでもテミル行為成立の決定権は聞き手にある。そうした放任の例が、決定権者を話し手とする禁止の文へと移行することへの説明が困難であること、また、命令形による放任が「くば+命令形」という一定の構文条件下で見られるものであり(山口一九七六)、「VならVテミロ」から「Vテミロ+脅し」へと一足飛びに変化を起こすとは考え難いことから、本稿は「VならVテミロ」を典型とする放任の「テミロ」を仮定的テミロの成立の前提とは捉えない。

九 「命令形+脅し」の構造や仮定的テミロがこの時期に見られる

ようになった要因について、当該用例の少なさから見ても、他の形式に代わる形での新たな表現形式の要請によるものとは考えづらい。軍記、武士・大名の発言、また、浄瑠璃においては時代物に用例が偏ることから、武士などの特定の位相における、仰々しい事前阻止を表現するために生産・使用されたものと思われる。

一〇 試行を表すテミルの例は遅くとも中世には見られる（嶋田二〇〇九）ため、仮定的テミロの成立を考える際には問題とならない。

二 テミロが一回の試行を要求するのは、次のような例に顕著である。

・ 敵ハ無勢ナリケルヲ、一責々テ見ヨ。（太平記巻二九）

・ 何かは苦しかるべき。今一度、参りて見よかし。

（大石寺本曾我物語）

二三 菊田（二〇一一）に示される、テミル条件文が視覚情報に關係しない思考内容も「見る」ことができるようになった（菊田二〇

一一）ことは仮定的テミロの成立の前提条件ではあるが、テミルが採用される積極的な理由にはならない。

二三 長野（一九九八）ではこの「認識要求」について、事態成立に對する、話し手と聞き手の認識のギャップを埋めようとする表現であると説明される。

一四 金水（二〇〇四）には、現代語において、通常の「意志動詞＋テミル」の場合は動作主がテミルの結果を評価する必要があるために評価を前提としない「無意志動詞＋テミル」が許容されないこと、その一方で、条件文の場合は前件と後件の間に「文脈的結果状態」（出来事が完成した結果の状態）が成立するために、無意志動詞の場合でも、その文脈的結果状態の評価を示すテミルが付加可能になることが指摘される。テミル条件文においても仮定的テミロにおいても無意志動詞を伴う例は後発的なものであるが、いずれも、条件形式化することによってテミルの意志性の制約を逸脱できたことと齟齬しない。

一五 「なあと俺が乗り出してみる、話はすぐにまとまる」（長野一九九八・一五二頁）など。

一六 Shinzato (2007)、Narrog (2012)、小柳 (二〇一六) に指摘があり、特に、「対人化」とその例外が起こるメカニズムについては小柳 (二〇一六) に詳しい。

一七 ただし、一口に「命令から条件へ」といっても、ロシア語・オランダ語の間では条件文化の度合いが異なる<sup>1)</sup> (Boogaart & Trnavač 2004)、日本語では禁止を含意する場合にテミルが義務的であること、「であれ」「にせよ」のような逆接仮定を作る命令形の放任用法は順接仮定に比して珍しいことなど、当然ながら相違点も存する。

一八 その変遷過程については北崎 (二〇一六) を参照。

「調査資料」用例を収集して集計に用いた資料、本稿で引用した資料のみ記載する。

略称 旧大系：岩波書店『日本古典文学大系』（用例検索に国文学

研究資料館『大系本文データベース』を使用)、新大系：岩波書店

『新日本古典文学大系』、新全集：小学館『新編日本古典文学全集』

(補助的)「JapanKnowledge」を使用) 延慶本平家物語：『延慶

本平家物語本文篇』勉誠社／太平記：旧大系／曾我物語(大石寺

本)：新全集 近世初頭・前期「狂言台本」虎明本(一六四二写)：

『大蔵虎明本狂言集の研究』表現社／天理本(寛永年間写か)：『狂

言六義全注』勉誠社／狂言記(一六六〇)：『狂言記の研究』勉誠

社「嘶本」東国板含む嘶本七一作品(一六一三・一七七〇)：『嘶

本大系』東京堂(用例検索に国文学研究資料館『大系本文データ

ベース』を使用)「浮世草子」西鶴浮世草子二四作品(一六八二・

一六九八)：『新編西鶴全集』勉誠出版／好色万金丹(一六九四)・

新色五巻書(一六九八)・傾城禁短気(一七一一)：旧大系／けい

せい色三味線(一七〇一)・けいせい伝授紙子(一七一一)・世間

娘気質(一七二七)：新大系／好色敗毒散(一七〇三)・野白内証

鑑(一七一〇)・浮世親仁形気(一七二〇)：新全集「歌舞伎資料」

絵入狂言本四六種（一六八八・一七二七）：『翻刻絵入狂言本集』  
／好色伝授（一六九三）：『好色伝授 本文・総索引・研究』笠間書  
院／傾城壬生大念仏（一七〇二）：旧大系「浄瑠璃」近松世話浄瑠  
璃二四作品（一七〇三・一七二二）：新全集／近松時代浄瑠璃六作  
品（一六八五・一七一九）：時代浄瑠璃六作品（一七一九・一七四  
九）・八百屋お七（一七二四）・夏祭浪花鑑（一七四五）：旧大系／  
曾我会稽山（一七一八）：新全集 近世後期上方「噺本」上方板噺  
本三〇作品（一七七三・一八五二）：『噺本大系』「洒落本」上方板  
洒落本三六作品（一七五六・一八五三）：『洒落本大成』中央公論  
社「浄瑠璃」時代浄瑠璃七作品（一七五一・一七九九）・世話浄瑠  
璃二作品（一七七二・一七八〇）：旧大系「歌舞伎資料」幼稚子敵  
討（一七五三）・韓人漢文手管始（一七八九）：旧大系 近世後期  
江戸「噺本」江戸板噺本二二八作品（一七六四・一八八五）：『噺  
本大系』「洒落本」江戸板洒落本三〇作品（一七六九・一七九八）：  
『洒落本大成』／江戸板洒落本八作品（一七七〇・一七九八）：旧

大系／江戸板洒落本一二作品（一七七〇・一八一七）：依田恵美編  
「忍頂寺文庫洒落本データベース」／繁千話（一七九〇）：新全集  
「談義本・滑稽本」談義本五作品（一七二七・一七八五）：新大系  
／東海道中膝栗毛（一八〇二・一八一四）・浮世風呂（一八〇九・  
一八一三）：旧大系／狂言田舎操（一八一）：『叢書江戸文庫一九  
滑稽本集「二」』国書刊行会／浮世床（一八一三・一八一四・一八  
二三）：新全集「歌舞伎資料」名歌徳三舁玉垣（一八〇一）・お染  
久松色読販（一八一三）・小袖曾我薊色縫（一八五九）：旧大系「人  
情本」明烏後の正夢（一八二二）・浮世新形態の花染（一八三〇）：  
国立国語研究所編「日本語史研究用テキストデータ集」  
([http://textb01.  
ninjal.ac.jp/dataset/](http://textb01.ninjal.ac.jp/dataset/))／仮名文章娘節用（一八三一・一八三四）：  
鶴見人情本読書会（一九九八・二〇〇〇）「翻刻」仮名文章娘節用」  
鶴見日本文学、二・四／春色梅児誉美（一八三二・一八三三）・春  
色辰巳園（一八三三・一八三五）：旧大系／恋の若竹（一八三三・

- 一八三九)・春色江戸紫(一八六四・一八六八)・花暦封じ文(一八六六)：全文検索システム『ひまわり用「人情本」パッケージ』(岡部嘉幸氏作成、底本は人情本刊行会)／比翼連理花迺志満台(一八三六・一八三九)：国立国語研究所編『ひまわり版「人情本コーパス」(日本語歴史コーパス江戸時代編)』／春色恋迺染分解(一八六〇・一八六五)『春色恋迺染分解 翻刻と総索引』おうぶう 近代 『CD-ROM 版明治の文豪』新潮社、『CD-ROM 版大正の文豪』新潮社
- 〔参考文献〕
- Boogaart, R. & Trnavač, R. Conditional imperatives in Dutch and Russia. *Linguistics in the Netherlands*. 21. 2004.
- Mori, H. The V- te- miro Conditional Imperative and Other Imperative Forms: Grammaticalization of Lexemes in Constructions. *Journal of Japanese Linguistics*, 22. 2006.
- Narrog, H. Beyond intersubjectification: Textual uses of modality and mood in subordinate clauses as part of speech-act orientation. *English Text Constructions*. 5- 1. 2012.
- Shinzato, R. From Imperatives to Conditionals - the case of ~shiro/are and ~te miro in Japanese. *CLS*. 38. 2002.
- \_\_\_\_\_. (Inter)subjectification, Japanese Syntax and Syntactic Scope Increase. *Journal of Historical Pragmatics*. 8- 2. 2007.
- Traugott, E.C. & Dasher, R. B. *Regularity in Semantic Change*. London: Cambridge University Press. 2002.
- Traugott, E.C. (Inter)subjectivity and (inter)subjectification : A Reassessment. *Subjectification, Intersubjectification and Grammaticalization*, Berlin: De Gruyter Mouton. 2010.
- Takahashi, H. *A cognitive linguistic analysis of the English imperative : with special reference to Japanese imperatives*, Amsterdam : John Benjamins. 2012.
- 安達太郎 (二〇〇二)「命令・依頼のモダリティ」宮崎和人・安達



太郎・野田春美・高梨信乃『新日本語文法選書 4 モダリテ  
イ』くろしお出版

菊田千春(二〇一一)「複合動詞テミルの非意志的用法の成立」『日  
本語文法』 11・2

————(二〇一二)「テミロ条件命令文とその成立過程」構文ネ  
ットワークの役割」『日本語文法学会第 13 回大会予稿集』

北崎勇帆(二〇一六)「複合動詞「であれ」「にせよ」「にしろ」の  
変遷」『日本語の研究』 12・4

金水敏(二〇〇四)「文脈的結果状態に基づく日本語助動詞の意味  
記述」、影山太郎・岸本秀樹編『日本語の分析と言語類型 柴  
谷方良教授還暦記念論文集』くろしお出版

小柳智一(二〇一六)「対人化と推意」『国語研究(國學院大學)』  
79

嶋田紀之(二〇〇九)「Vてみる」の多義性と文法化」『日本認知  
言語学会論文集』 9

高橋太郎(一九六九)「すがたともくろみ」(金田一春彦編一九七  
六『日本語動詞のアスペクト』麦書房所収)

長野ゆり(一九九四)「Vてみる」の用法の一側面——命令形・条  
件表現をとる「Vてみる」の用法について——『現代日本語研  
究(大阪大学)』 1

————(一九九五)「シロとシテミロ——命令形が仮定を表す場  
合——」宮島達夫・仁田義雄編『日本語類義表現の文法(下)』  
くろしお出版

————(一九九八)「仮定を表す「Vてみる」の用法について」  
『日本語教育』 96

仁田義雄(一九九二)「働きかけの表現」『日本語のモダリテイと  
人称』ひつじ書房

森英樹(二〇〇六)「三つの命令文…日英語の命令文と潜在型/既  
存型スケール」『言語研究』 129

————(二〇一四)「Vてみる」条件命令文のモダリテイと再分

析構造」『言語研究』 145

山口堯二(一九七六)「同語反復的仮定表現の情意性」『国語国文』

45・6

湯澤幸吉郎(一九二六)『徳川時代言語の研究 上方篇』刀江書院

吉川武時(一九七五)「くってみる」の意味とそれの実現する条件」

『日本語学校論集(東京外国語大学外国語学部附属日本語学

校)』 2

〔付記〕本稿は、日本語学会二〇一六年度春季大会(於学習院大学)における口頭発表の内容を加筆修正したものです。発表の席上や、執筆に際して御助言を賜りました先生方に御礼申し上げます。なお、本稿は、科学研究費補助金(特別研究員奨励費 課題番号 16J00119)による成果の一部である。

(きたざき ゆうほ・東京大学大学院人文社会系研究科博士課程)

表1 出現状況

	φ	テミ口		
		A	B	
				で
成立以前	○	×	×	×
近世前期				
近世後期		○	○	○
近代	×			
現代				×

表3 用例数 (年代別)

	類					後件の主体		
	φ	A	B			話	聞	三
			話	聞	三			
1680	1	2						3(1)
1690	1	3						4(1)
1700		8						8(5)
1710	1	2						3(2)
1720		1						1
1730								
1740		11						10(3) 1
1750								
1760		1						1
1770		1	1	1	3	2	2	2
1780			1	1	1	1	1	1
1790		2		1	1	1(1)	3(1)	
1800		8		3	6	1	12(1)	4
1810		4	1		2	1	2	4
1820		2		1	4		5	2
1830		8		6	5	3	7	9
1840								
1850			1			1		
1860~		1			2	1		2

表2 用例数 (資料分類別)

	φ	A	B		
			話	聞	三
		3			
近	狂言	1			
世	噺本	4			
前	浮世草	2	5		
期	歌舞伎	14			
	時代浄	1	3		
	世話浄	3		2	
上	洒落本	1			
方	浄瑠璃		1	1	
	歌舞伎	3	1	2	3
近	噺本	1		2	2
世	洒落本	1			
後	談義本	12	1	3	8
期	滑稽本	6		6	8
戸	人情本		1		
	歌舞伎				